

環 廃 号 外
平成 30 年 5 月 17 日

公益社団法人 静岡県産業廃棄物協会長 様

静岡県くらし・環境部環境局
廃棄物リサイクル課長

家電リサイクル法に関する資料について

このことについて、別添のとおり経済産業省及び環境省から通知がありましたので、お知らせします。

本県のホームページに資料（チラシ）を掲載しましたので確認いただきますとともに、貴会会員に周知願います。

〈参考〉

静岡県の家電リサイクル法のホームページ

URL <http://www.pref.shizuoka.jp/kankyoku/ka-040/kaden-recycle.html>

担 当 資源循環班 平口
電話番号 054-221-3349
F A X 054-221-3553

事務連絡
平成30年4月18日

各都道府県産業廃棄物担当課長 殿

経済産業省商務情報政策局情報産業課環境リサイクル室
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

家電リサイクルに関する資料について（周知）

平素より特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に係る施策に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

この度、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ／中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会合同会合が平成26年10月に取りまとめた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」や、同合同会合における審議等を踏まえ、別添資料を作成いたしました。

貴都道府県における廃棄物処理行政及びリサイクル行政の参考にしていただくほか、関係部局を通じて引越業者・引っ越しをする消費者・解体工事業者・解体工事発注者・家電4品目を使用している事業者に対して周知を行っていただくよう、お願いいたします。

また、管内市区町村に対して周知をお願いいたします。

別添資料一覧

- ・引越業者向け資料（チラシ）
- ・引っ越しをする消費者向け資料（チラシ）
- ・解体工事業者向け資料（チラシ）
- ・解体工事発注者向け資料（一般廃棄物版）（チラシ）
- ・解体工事発注者向け資料（産業廃棄物版）（チラシ）
- ・家電4品目を使用している事業者向け資料（チラシ）

【連絡先】

経済産業省商務情報政策局情報産業課環境リサイクル室

担当：鈴木、岡山

03-3501-6944

kaden-recycle@meti.go.jp

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

担当：中根、高橋

03-5501-3153

hairi-recycle@env.go.jp

